

〈記入例〉

被害状況明細書(2)

家 財 に つ い て								
1 太線枠内の必要事項を記入してください。 2 家財掲載欄には、被害家財だけでなく、組合員所有の主な家財を記入してください。 (A)に組合員が所有している家財の全てを記載し、(B)に被害点数と被害の程度を記載してください。 3 被扶養者でない同居者がいる場合は、共有している家財についてのみ記入してください。 4 食料品、貴金属、現金及び畳、ふすま等の住居部分に属するものは対象外です。 5 水害や、消火による電気製品の被害については、修理不能であれば100%被害で構いません。								
(A) 家 財 掲 載 欄					(B) 被害家財掲載欄			
	家財の名称	家財の購入年	時 価	点 数	共済組合 査 定 欄	被害 点数	被害の 程度(%)	共済組合 査 定 欄
1	テレビ	H25	180,000	1		0	0	
2	テレビ	H22	70,000	1		1	100	
3	エアコン	H18	120,000	2		2	100	
4	エアコン	H26	100,000	1		0	0	
5	冷蔵庫	H18	230,000	1		1	100	
6	洗濯機	H25	190,000	1		1	100	
7	電子レンジ	H25	120,000	1		1	100	
8	パソコン	H25	158,000	1		1	100	
9	ビデオデッキ	H25	120,000	1		1	100	
10	ビデオカメラ	H23	100,000	1		1	100	
11	洋タンス	H15	450,000	1		1	70	
12	和タンス	H15	600,000	1		1	70	
13	応接セット	H18	350,000	1		1	50	
14	炊飯器	H24	25,000	1		1	100	
15	食器棚	H19	30,000	1		1	70	
16	衣類	H20~H27	150,000	50		40	100	
17	靴類	H29~R1	60,000	15		10	50	
18	寝具類	H20	50,000	4		4	100	
19	机・椅子	H15	30,000	2		2	100	
20								
21								
22								
23								
24								
25								
査定の合計額						査定の合計額		

所有家財であれば、被害が無い場合でも記載し、被害点数と被害の程度は0と記入します。

被害の程度は、使用が不可能なため廃棄予定の場合に100%、損傷は目立つものの使用可能である場合に概ね50%前後を目安に記載する。

提出先 公立学校共済組合東京支部給付貸付課短期給付担当

(令和6年1月)